

ACTVPhoneサービス利用規約

第1版 2003年11月4日

「ACTVPhoneサービス」は、青森ケーブルテレビ株式会社（以下「当社」という）が運営するサービスであり、別途当社が定める「青森ケーブルテレビ株式会社インターネット接続サービス契約約款」（以下、インターネット接続サービス約款）条件を満たすインターネット接続サービス契約者（以下「契約者」という）の方々にご利用いただけます。

第1章 総則

第1条（用語の定義）

本規約における用語を以下の通り定義します。

- (1) 「VoIP（Voice over IP）」とは、インターネットプロトコル（IP）ネットワーク上で音声通話を実現する技術の総称をいいます。
- (2) 「IP電話」とは、音声通話にVoIPの技術を用いた電話サービスをいいます。
- (3) 「PSTN（Public Switched Telephone Network）」とは、アナログ電話回線を用いた、一般加入電話網（国内・国外）をいいます。
- (4) 「IAD（IP電話アダプタ）」とは、一般加入電話機を通じIP電話を利用することを可能にする、電話回線接続機器をいいます。

第2条（規約の適用）

1. 当社は、当社のVoIP基盤ネットワーク、提携ケーブル局との相互接続で構成されるVoIP基盤ネットワークおよびエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTCom」といいます。）のVoIP基盤ネットワークを利用して提供するIP電話のサービス（以下「ACTVPhoneサービス」といいます。）に関する利用規約を定めます。ACTVPhoneサービス（以下「サービス」といいます。）の提供はこの規約によるものとします。
2. 当社がホームページ、電子メール、手紙、その他の通信手段を用いて随時発信するサービスの利用条件等に関する事項も、この規約の一部を構成するものとします。

第3条（規約の変更）

当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、料金その他のサービスの提供条件は、変更後の規約によります。

第2章 サービスの利用条件等

第4条（サービスの利用可能範囲等）

サービスは、以下の音声通話を内容とします。

- (1) ACTVPhone相互の通話
- (2) ACTVPhoneから国内の一般固定電話へ発信した場合の通話
- (3) ACTVPhoneから海外の一般固定電話へ発信した場合の通話
- (4) ACTVPhoneと別途当社が指定するIP電話ユーザとの間の通話

- (5) 国内の一般固定電話、公衆電話からACTVPhoneへ着信した場合の通話
- (6) ACTVPhoneと携帯電話ユーザとの間の通話

第5条（電話番号の通知）

前条（1）号、（2）号、（4）号及び（5）号の通話においては、発信側の契約者のACTVPhone電話番号を着信側に通知します。

第6条（サービス提供対象外の通話）

サービスは、次の通話については、提供対象外とします。

- (1) 110 番、119 番等の緊急通話を含む 3 桁番号との通話
- (2) 0120、0088 等で始まるフリーダイヤル電話との通話
- (3) PHS との通話
- (4) 第4条（4）号にて指定されていない IP 電話相互の通話
- (5) その他当社が別に定める電話番号への通話

第7条（通話の品質）

サービスにかかる通話の品質については、利用形態等により変動する場合があります。

第8条（一般固定電話を利用した通話への切り替え）

1. 発信側において以下の事由がある場合、サービスは提供されず、自動的に当該契約者が加入する一般固定電話を利用した通話に切り替わる場合があること、それに伴い当該通話に関してはその一般固定電話を提供する通信事業者から通話料が請求されることを契約者は予め承諾します。

- (1) 第13条所定の機器（以下本条において「機器」といいます。）が正しく接続・設定されていない場合及び機器の電源が入っていない場合（停電などの場合も含まれます。）
- (2) 何らかの理由で、一般固定電話を利用した通話に切り替わった直後に、間を置かずに再びダイヤルした場合
- (3) その他機器やネットワークのトラブルの場合

2. 契約者が発信の際に相手先の電話番号の前に「0000（0を4つ）」または「9」をダイヤルすることにより意図的に一般固定電話を利用した強制発信をした場合、サービスは提供されず、自動的に当該契約者が加入する一般固定電話からの通話に切り替わること、それに伴い当該通話に関してはその一般固定電話を提供する通信事業者から通話料が請求されることを、契約者は予め承諾します。

第3章 契約

第9条（契約の単位）

当社は、サービスを提供するに際しては、当社のインターネット接続サービス約款に基づく契約によって付与したひとつのIDにつきIAD単位でACTVPhone契約を締結します。

第10条（契約申込をすることができる者の条件）

契約の申込みをすることができる者は、契約申込の時点で「ACTインターネット接続サービス」を利用中の者及び同サービスを同時に申し込む者とし、かつ別途定めるVoIP利用基準を満たす利用コースをご契約いただいている者および同コースを同時に申し込む者と

します。

第11条（契約申込の方法）

契約の申込みをするときは、申込み事項を、申込書、Web ページ、その他当社の指定する手段によって、当社にお知らせいただきます。

第12条（契約申込の承諾）

1. 当社は、契約の申込みがあったとき、所定の手続を経て承諾します。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 第10条の条件を満たさない者。
 - (2) サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (3) 契約の申込みをした者が、サービスの利用停止処分を受けている場合又は過去に契約を解除されたことがある場合
 - (4) 契約の申込みをした者が第15条所定のサービス利用料又は第14条第1項所定の機器レンタル料の支払を現に怠りあるいは怠るおそれがあるとき。
 - (5) 契約の申込みをした者が、インターネット接続サービス約款により、利用停止分を受けている場合。
 - (6) 契約の申込をした者がACT利用料その他当社に支払うべき債務の支払を現に怠りあるいは怠るおそれがあるとき。
 - (7) 契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
 - (8) その他当社のACTVPhoneに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

第4章機器

第13条（機器のレンタル）

契約の申込みをした者は、契約の申込みと同時に、VoIP 機能付き端末機器（IAD、TA、などをいい、以下包括して「機器」といいます。）について、別途当社が定める「IP 電話接続装置の利用規定」により、機器を借り受けていただきます。

第14条（レンタル料等の回収）

レンタル料は、サービス利用料と合わせてお支払いいただくものとし、決済条件は16条の規定によるものとします。

第5章料金等

第15条（利用料および工事に関する費用）

本サービスの内容、利用料および工事に関する費用については、別途定める「ACTVPhone料金表」によるものとし、契約者第16条の決済条件に従って支払うものとします。

第16条（決済条件）

1. 基本利用料、機器利用料については、他にご契約頂いているケーブルテレビサービス料決済と合わせて、ご利用当該月末に当該契約者の決済手段に従ってご指定の銀行、カード会社にそれぞれ請求するものとします。
2. 通話料については毎月末日を以って当該月に発生した各契約者のサービスの利用料を締め、これを集計します。集計の結果算出された金額を、集計の対象となった月の翌月末日までに当該契約者の決済手段に従ってご指定の銀行、カード会社にそれぞれ請求するも

のとします。サービスの利用料に関する前項以外の決済条件はインターネット接続サービス約款第7章 料金等によるものとします。

第6章 サポート及び個人情報の取扱い

第17条 (サポート)

1. 当社は、回線の不具合、不通その他サービスに関する利用者からの質問、問い合わせ等を受けつけます。
2. 当社は前項により受けつけた質問等に、対応できる範囲で適宜回答致します。但し、当社が対応できないと判断した場合は、回答できかねる場合があります。

第18条 (個人情報の利用目的)

当社は、サービスの提供ならびにサポート及び機器に関する問い合わせ等を受けた場合にその事実を取り次ぐことを目的として、これに必要と認める範囲内で、個人情報(サービスに関する各契約、およびその他サポート対応時等における当社とのやりとりの際に当社が契約者より取得した個人情報)を、NTTCom ほか委託を受けてサービスならびにサポートを提供する第三者に提供することがあります。また、上記により当社が個人情報を開示した者がサービスの提供又はサービス若しくは機器に関するサポートを行うことを目的として当該契約者と直接連絡を取る場合があることを、契約者は予め承諾します。

第7章 一般条項

第19条 (禁止事項)

サービスの利用に際しては、以下の行為を禁止します。

- (1) 故意に利用回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為
- (2) 故意に多数の不完了呼(相手先の応答前に発信を取りやめることをいいます。以下同じとします。)を発生させる等、通信の輻輳を生じさせる恐れのある行為
- (3) その他ACTVPhoneの品質を低下させるような行為もしくは信頼を損なうような行為

第20条 (契約に基づく権利の譲渡の禁止)

契約者が契約に基づいてACTVPhoneサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第21条 (利用者が行う契約の解除)

契約者は、契約を解除しようとするときは、当社規定の書類にて契約解除の旨記入し申し出を行って頂きます。

第22条 (当社が行う契約の解除)

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、その契約を解除することがあります。

- (1) 第24条の規定によりサービスの提供を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。

- (2) 当該契約者が第10条(契約申込をすることができる者の条件)に規定する条件を満たさなくなったとき。
2. 当社は、前項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

第23条(提供中止)

1. 当社は、次の場合には、サービスの提供を中止することがあります。
- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 現に通信が輻輳し、又は輻輳する恐れがあると当社が認めたとき。
- (3) NTTCom等提携回線業者の都合により、当社がサービスを提供できない場合
2. 当社は、前項の規定によりサービスの提供を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第24条(提供停止)

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、そのサービスの提供を停止することがあります。
- (1) この規約に違反したとき。
- (2) インターネット接続サービス約款に反する行為をしたときあるいは一時停止となったとき。
- (3) 契約者が故意又は過失により多数の不完了呼を発生させた等で、現に通信が輻輳し、又は輻輳するおそれがあると当社が認めたとき。
- (4) その他サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
2. 当社は、前項の規定によりサービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第25条(責任の制限)

1. 当社は、通話品質を含む一切の本サービスの内容について、その完全性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
2. いかなる場合においても当社は、本サービスの提供に関し、以下に定める利用者に生じた損害については一切責任を負わないものとします。
- (1) 当社の責に帰すべからざる事由から生じた損害
- (2) 当社の予見の有無に拘らず、特別の事情から生じた損害
- (3) 通話の障害等に起因する、またはその他一切の逸失利益

第26条(インターネット接続サービス約款との関係)

サービスの利用及び提供に関して、この規約に定めのないことについてはインターネット接続サービス約款によるものとし、この規約とインターネット接続サービス約款に重複して定めることについてはこの規約の定めが優先するものとします。

(付則)

この規約は2003年11月17日より効力を有するものとします。

IP電話接続装置レンタル規約

第1条（規約の適用）

本規約は、当社が提供するACTVPhoneサービスを利用することを目的としてIP電話接続装置のレンタルを受ける契約者に適用されるものとします。

本規約に定めのない事項については、契約者が利用するACTVPhoneサービスに適用される「ACTVPhoneサービス利用規約」(以下「利用規約」といいます)が準用されるものとします。

第2条（規約の変更）

当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

第3条（IP電話接続装置のレンタル）

当社は、ACTVPhoneサービスを利用する契約者にIP電話接続装置をレンタルします。

第4条（レンタル契約の成立及び終了）

1. レンタル契約の申込は、予め本規約に同意の上、当社が定める方法により、当社に対し行うものとします。
2. レンタル契約は当社または当社が指定する者によって、IP電話接続装置を引渡したときに成立するものとします。
3. レンタル契約の解約、解除等は利用規約に準じるものとします。
4. 契約者が契約者たる地位を喪失した場合には、本規約に基づくIP電話接続装置のレンタル契約は終了するものとします。
5. 本条第4項の定めが該当する場合は、第9条の定めを準用するものとし、契約者は同条に従いIP電話接続装置を当社に返却するものとします。

第5条（レンタル料金等）

IP電話接続装置のレンタル料金は、別途定める「料金表」によるものとし、契約者は利用規約第16条の決済条件に従って支払うものとします。

第6条（IP電話接続装置の提供）

1. 当社のACTVPhoneサービスを受けるために必要なIP電話接続装置をレンタルします。接続装置、電源コード、設定マニュアルは、契約の解除の際に当社に返還して頂きます。
2. 当社が指定するIP電話接続装置のPSTNプラグへの回線の接続、及び東日本電信電話株式会社との契約は、ACTVPhoneサービス契約者の責任において行って頂きます。
3. IP電話接続装置にはインターネット網の障害、停電等で装置に電源が供給されなくなった場合又は110,119のダイヤル検出時に、通話の経路を東日本電信電話株式会社の回線に自動で切替える機能がありますが、ここでの接続が上手く行かない事があっても契約者はあらかじめ了解したものとみなします。
4. また、東日本電信電話株式会社を利用しない契約者は、IP電話接続装置のPSTNプラグへの回線接続及び同事業者との契約は必要ありません。

第 7 条（契約者の義務）

1. 契約者は、接続装置を本来の用法に従い、善良な管理者の注意を持って維持、管理するものとし、契約が終了したときは当社へ返却するものとし、また、契約者は、次のことを守って頂きます。
 - (1) 当社が契約に基づき設置した IP 電話接続装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
 - (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 当社が、業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、その IP 電話接続装置に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4) 契約者は、IP 電話接続装置を第三者へ譲渡したり、質入れ、転貸その他の処分を行わないこと。
 - (5) 契約者は、IP 電話接続装置の著しい汚損（シール貼付、削切、着色など）契約外的不正使用を行わないこと。
2. 契約者は、前項の規定に違反して IP 電話接続装置を亡失し又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。

第 8 条（故障等）

1. 契約者にレンタルされた IP 電話接続装置が正常な使用状態で故障、破損又は滅失等（以下「故障」といいます。）により正常に動作しなくなった場合、当社は、当該 IP 電話接続装置を正常な IP 電話接続装置と取り替えます。ただし、IP 電話接続装置の故障等が契約者の責めに帰すべき事由によるときは、当社が故障等の原因調査、又は取り替え等の必要な処置に要した費用は、契約者が負担するものとします。
2. IP 電話接続装置の故障等に関する当社の責任は、前項に定める対応を実施すること以外一切責任を負わないものとします。
3. 火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による IP 電話接続装置の故障、破損又は滅失等に関しては、当社は一切その責を負わないものとします。

第 9 条（レンタル契約終了に伴う返却）

本規約に基づく IP 電話接続装置のレンタル契約が終了した場合、契約者は、IP 接続装置を当社に返却するものとします。但し、返還が完了するまでの間に IP 電話接続装置に故障等が発生した場合、当該 IP 電話接続装置の修理費用等は契約者の負担とします。

第 10 条（譲渡等）

契約者は、本規約に基づく権利又は義務のいかなる一部についても、第三者に譲渡し、貸与し、または担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

付則

この規約は、2003年11月17日より効力を有するものとします。

< ACTVPhone料金表 >

2003.11.17

第1表 ACTVPhone料金体系

(税別)

区分	内容	金額・計算方法
初期登録料	IP 電話サービス用 初期登録料	500円
IP 電話接続装置 レンタル料	月額 IP 電話接続装置 レンタル料	月額 380 円
基本利用料	月額の基本利用料	月額 280 円 (開通日の翌月度分より課金)
通話料(国内)	ACTVPhone サービス利用規約 第 4 条(2)の通話料	従量課金 8円/3 分
通話料(国際)	ACTVPhone サービス利用規約 第 4 条(3)の通話料	従量課金 地域別に別途設定 (非課税)
通話料(携帯電話)	ACTVPhone サービス利用規約 第 4 条(6)の通話料	従量課金 19円/1 分
工事費	IP 電話接続装置設置工事 代金(工事希望の方)	4,000 円

第2表 国際通話料金(通信時間1分までごと) (非課税)

地域	提供額	地域	提供額	地域	提供額
アイランド共和国	70円	サンビエール島・ミクロン島	50円	ブルネイ・ダルサラーム国	62円
アイルランド	20円	サンマリノ共和国	60円	ブルンジ共和国	70円
アゼルバイジャン共和国	70円	シエラレオネ共和国	175円	ベトナム社会主義共和国	85円
アソレス諸島	35円	ジブチ共和国	125円	ベナン共和国	80円
アフガニスタン・イスラム国	160円	ジブラルタル	90円	ベネズエラ共和国	50円
アメリカ合衆国(ハワイを除きます)	9円	ジャマイカ	75円	ベラルーシ共和国	80円
アラブ首長国連邦	50円	シリア・アラブ共和国	110円	ベリーズ	55円
アルジェリア民主人民共和国	127円	シンガポール共和国	30円	ベルー共和国	55円
アルゼンチン共和国	50円	ジンバブエ共和国	70円	ベルギー王国	20円
アルバ	80円	スイス連邦	40円	ポーランド共和国	40円
アルバニア共和国	120円	スウェーデン王国	20円	ボスニア・ヘルツェゴビナ	60円
アルメニア共和国	202円	スーダン共和国	125円	ボツワナ共和国	75円
アンギラ	80円	スペイン	30円	ボリビア共和国	55円
アンゴラ共和国	45円	スペイン領北アフリカ	30円	ボルトガル共和国	35円
アンティグア・バーブーダ	80円	スリナム共和国	80円	ホンジュラス共和国	65円
アンドラ公国	41円	スリランカ民主社会主義共和国	75円	マーシャル諸島共和国	110円
イエメン共和国	140円	スロバキア共和国	45円	マイヨット島	150円
イスラエル国	30円	スロベニア共和国	100円	マカオ	55円
イタリア共和国	20円	スワジランド王国	45円	マケドニア・ 旧ユーゴスラビア共和国	80円
イラク共和国	225円	セネガル共和国	125円	マダガスカル共和国	160円
イラン・イスラム共和国	80円	セントピントおよびグレナディーン諸島	80円	マディラ諸島	35円
インド	80円	ソマリア民主共和国	125円	マラウイ共和国	127円
インドネシア共和国	45円	ソロモン諸島	159円	マリ共和国	55円
ウガンダ共和国	50円	タイ王国	45円	マルタ共和国	70円
ウクライナ	50円	タジキスタン共和国	60円	マルチニーク島	55円
ウズベキスタン共和国	100円	タンザニア連合共和国	80円	マレーシア	30円
ウルグアイ東方共和国	60円	チェコ共和国	45円	ミクロネシア連邦	79円
エクアドル共和国	60円	チャド共和国	250円	ミャンマー連邦	90円
エジプト・アラブ共和国	75円	チュニジア共和国	70円	メキシコ合衆国	35円
エストニア共和国	80円	チリ共和国	35円	モリシャス共和国	70円
エチオピア連邦民主共和国	150円	ツバル	120円	モリタニア・イスラム共和国	80円
エリトリア国	125円	デンマーク王国	30円	モザンビーク共和国	127円
エルサルバドル共和国	60円	ドイツ連邦共和国	20円	モナコ公国	25円
オーストラリア	20円	トーゴ共和国	110円	モルディヴ共和国	105円
オーストリア共和国	30円	トケラウ諸島	159円	モロッコ王国	70円
オマーン国	80円	ドミニカ共和国	35円	モンゴル国	60円
オランダ王国	20円	トリニダード・トバゴ共和国	55円	ユーゴスラビア連邦共和国	120円
オランダ領アンティール	70円	トルクメニスタン	110円	ヨルダン・ハシミテ王国	110円
ガーナ共和国	70円	トルコ共和国	45円	ラオス人民民主共和国	105円
カーボベルデ共和国	75円	トンガ王国	105円	ラトビア共和国	90円
カザフスタン共和国	70円	ナイジェリア連邦共和国	80円	リトアニア共和国	60円
カタール国	112円	ナウル共和国	110円		

カナダ	10 円	ミビア共和国	80 円	リヒテンシュタイン公国	30 円
カナリア諸島	30 円	ニカラグア共和国	55 円	リベリア共和国	75 円
ガボン共和国	70 円	ニジェール共和国	70 円	ルーマニア	60 円
カメルーン共和国	80 円	ニューカレドニア	100 円	ルクセンブルク大公国	35 円
ガンビア共和国	115 円	ニュージーランド	25 円	ルワンダ共和国	125 円
カンボジア王国	90 円	ネパール王国	106 円	レソト王国	70 円
ギニア共和国	70 円	ノーフォーク島	79 円	レバノン共和国	112 円
キプロス共和国	45 円	ノルウェー王国	20 円	レユニオン	70 円
キューバ共和国	112 円	バーレーン国	80 円	ロシア連邦	45 円
ギリシャ共和国	35 円	ハイチ共和国	75 円	英領バージン諸島	55 円
キリバス共和国	155 円	パキスタン・イスラム共和国	70 円	香港	30 円
キルギス共和国	140 円	パチカ市国	20 円	社会主義人民リビア・アラブ国	70 円
グアテマラ共和国	50 円	パナマ共和国	55 円	赤道ギニア共和国	120 円
グアドループ島	75 円	バヌアツ共和国	159 円	台湾	30 円
グアム	20 円	バハマ国	35 円	大韓民国	30 円
クウェート国	80 円	バブアニューギニア	50 円	中華人民共和国	30 円
クック諸島	155 円	バミューダ諸島	50 円	朝鮮民主主義人民共和国	129 円
グリーンランド	91 円	バラオ共和国	100 円	東ティモール	126 円
クリスマス島	20 円	バラグアイ共和国	60 円	南アフリカ共和国	75 円
グルジア	101 円	バルバドス	75 円	米領サモア	50 円
グレート・ブリテンおよび 北部アイルランド連合王国	20 円	ハワイ	9 円	米領バージン諸島	20 円
		ハンガリー共和国	35 円	インマルサットA設備(太平洋)	517 円
クロアチア共和国	101 円	バングラデシュ人民共和国	70 円	インマルサットA設備(太平洋東)	517 円
ケイマン諸島	70 円	フィジー共和国	50 円	インマルサットA設備(太平洋西)	517 円
ケニア共和国	75 円	フィリピン共和国	35 円	インマルサットA設備(インド洋)	517 円
コートジボワール共和国	80 円	フィンランド共和国	30 円	インマルサットB設備(太平洋)	307 円
ココス・キリング諸島	20 円	ブータン王国	70 円	インマルサットB設備(太平洋東)	307 円
コスタリカ共和国	35 円	プエルトリコ	40 円	インマルサットB設備(太平洋西)	307 円
コモロ・イスラム連邦共和国	80 円	フェロー諸島	75 円	インマルサットB設備(インド洋)	307 円
コロンビア共和国	45 円	フォークランド諸島	190 円	インマルサットM設備(太平洋)	363 円
コンゴ共和国	150 円	ブラジル連邦共和国	30 円	インマルサットM設備(太平洋東)	363 円
コンゴ民主共和国	75 円	フランス共和国	20 円	インマルサットM設備(太平洋西)	363 円
サイパン	30 円	フランス領ギアナ	50 円	インマルサットM設備(インド洋)	363 円
サウジアラビア王国	80 円	フランス領ポリネシア	50 円	インマルサットミニM設備(太平洋)	209 円
サモア独立国	80 円	フランス領ワリス・フテュナ諸島	230 円	インマルサットミニM設備(太平洋東)	209 円
サントメ・プリンシペ民主共和国	200 円	ブルガリア共和国	80 円	インマルサットミニM設備(太平洋西)	209 円
ザンビア共和国	70 円	ブルキナファソ	80 円	インマルサットミニM設備(インド洋)	209 円

*備考 本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局の所在地にかかわらず、国際通信として取扱います。